公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年３月26日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務場所　能登復興事務所（中屋第２トンネル：石川県輪島市縄又町～同市門前町西円山地先）

⑷　内容　Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務（以下、「技術協力業務」という）

１）Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務　１式

２）打合せ　１式

※主たる部分の再委託は認めない。

３）履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで

４）その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事　全体延長838m（以下、「建設工事」という）

建設工事の内容（参考）

【Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工　延長838m

・輪島市縄又町～同市門前町浦上地先の事業管理、施工管理等　１式

・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

⑸　実施形態

１）本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18号に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の随意契約相手方として特定する。

なお、建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

２）本業務は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

３）本業務の規模は500万円程度（税込み）を想定している。

４）本業務は、一次審査の審査評価点の合計が上位７者（ただし、７者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）から技術提案書の提出を求める段階的選抜方式の適用案件である。

５）本業務においては、資料の提出を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙入札方式承諾願を提出すること。

６）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価を試行するものである。

８）本業務は、国土技術開発賞の受賞実績の評価を試行するものである。

2　段階的選抜方式（一次審査）

⑴　競争参加資格等　一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、技術提案書の提出を認める。

一次審査における評価点は、評価基準に従い評価項目毎に算出し合計する。なお、評価項目、評価基準については、業務説明書のとおりとする。

下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事にかかる地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域維持型ＪＶ」という。）、下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体（甲）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から「Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事にかかる特定建設工事共同企業体（甲）」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ（甲）」という。）又は下記１）～15）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、２⑴の一次審査における審査評価点合計が高い順に７者選定する。なお、地域維持型ＪＶは最大３者、特定ＪＶ（甲）は、最大２者までの構成が可能である。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ７者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）単体有資格業者、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶの全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、単体有資格業者にあっても、地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、経常ＪＶにあっても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体又は地域維持型ＪＶ、特定ＪＶ（甲）、経常ＪＶのうちの１社（下記７））の管理技術者を配置する社は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

３）単体有資格者、地域維持型ＪＶの代表者、特定ＪＶ（甲）及び経常ＪＶの全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成23年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜～⒟の全ての要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶ（甲）にあっては全ての構成員が下記⒜～⒟の全ての施工実績を、地域維持型ＪＶ及び経常ＪＶにあっては代表の構成員が下記⒜～⒟の全ての施工実績をを有していること。なお⒜～⒟は同一トンネルであること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認